

「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」等の  
制定等に対する意見募集の結果について

平成 27 年 7 月 16 日  
一般社団法人 投資信託協会

(ご意見等の状況) 個人 1 者、法人 2 社、12 件

No	ご意見等	当協会の考え方
<b>【インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則】</b>		
<b>第 1 条</b>		
1	「同条第 19 項に規定する資産運用会社」とあるが、平成 25 年金融商品取引法等改正後は「第 21 項」ではないか？	ご意見を踏まえ、「第 21 項」に修正致します。
2	「投資信託委託業者(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号、以下「投信法」という。)第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社及び同条第 19 項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。)及び委託者非指図型投資信託の受託者である信託会社(以下「運用会社」という。))と定義されているが、「投資信託委託業者」という表現は以降登場しないことから、「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号、以下「投信法」という。)第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社及び同条第 21 項に規定する資産運用会社並びに委託者非指図型投資信託の受託者である信託会社(以下、合わせて「運用会社」という。)) としてはどうか？ ただし、この定義を変えると細則や委員会決議など影響を及ぼす箇所が多いため困難な場合は「以下同じ」だけ削除してはどうか？	ご意見を踏まえ、「以下同じ」を削除する修正を致します。
<b>第 3 条第 3 項</b>		
3	「投資法人の財産の総額の 2 分の 1 を超える額」は、「投資法人の資産の総額の 2 分の 1 を超える額」の表現がベターではないでしょうか。また、本条内及び他条においても「投資法人の財産」の表現を使用しているところが見られます。←投信法第 2 条第 12 項には、「投資法人」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することと規定されています。また、本規則第 2 条に「インフラ投資法人の資産(以下「信託財産等」という。)の運用の指図又は運用」と規定されています。	ご意見を踏まえ、「投資法人の財産」に該当する箇所につきましては、「投資法人の資産」に修正致します。
4	「また、第 4 項に規定するインフラ資産の	ご意見を踏まえ、「また、インフラ投資法人にお

No	ご意見等	当協会の考え方
	内、「公共施設等運営権」は、税務上の導管性要件を満たすためには、「公共施設等運営権」のみで、当該2分の1の額を超えないこととする。」という規定はインフラ投資法人限定で、「なお、第4項に規定するインフラ資産の内、「自主規制委員会が指定する資産」のみの投資として運用する場合については、「自主規制委員会が指定する資産」（特定資産に該当するものを除く。）のみで、当該2分の1の額を超えないこととする。」という規定はインフラ投資信託も含むという理解でよいか？そうであれば、その旨理解し易いように「また、インフラ投資法人においては、～」「なお、インフラ投信等においては、～」と明記してはどうか？	いては、～」「なお、インフラ投信等においては、～」と夫々の趣旨が明確となるように修正致しません。
<b>第3条第6項第5号</b>		
5	投資信託受益証券には証券投資信託受益証券が含まれるのであれば、投資信託財産の2分の1を超える額は、投資信託財産総額の2分の1を超える額ではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、「投資信託財産総額の2分の1を超える額」に修正致します。
<b>第3条第10項</b>		
6	「解約」は「一部解約」ではないでしょうか。現行投信制度においては、解約ができるのは受益者でなく委託者であると理解しています。受益者の請求による解約は一部解約ではないでしょうか。次項においては、一部払戻しと規定されています。若しくは、解約とするのであれば、次1項の「一部払戻し」を「払戻し」とすべきなのではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、「解約」に該当する箇所につきましては、「一部解約」に修正致します。
<b>第16条第2号</b>		
7	「運用会社（運用会社及び委託者非指図型投資信託の受託者である信託会社等をいう。）」と定義されているが、第1条で「運用会社」は「投資信託委託業者（第2条第11項に規定する投資信託委託会社及び同条第19項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）及び委託者非指図型投資信託の受託者である信託会社（以下「運用会社」という。）」と定義されているので、（運用会社及び委託者非指図型投資信託の受託者である信託会社等をいう。）は不要ではないか？あるいは「信託会社等」の「等」に特別な含意があるのか？	ご意見を踏まえ、「（運用会社及び委託者非指図型投資信託の受託者である信託会社等をいう。）」を削除する修正を致します。
<b>第16条第4号</b>		
8	「投資信託の受益証券」という表現は「投資信託受益証券」に統一してはどうか？	ご意見を踏まえ、「投資信託受益証券」に修正致します。
<b>第17条</b>		
9	資産運用等は、第2条の規定に基づく「信託財産等の運用等」ではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、「信託財産等の運用等」に修正致します。

No	ご意見等	当協会の考え方
<b>第 24 条の 2</b>		
10	「投資主の保護」は、「受益者及び投資主の保護」ではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、「受益者及び投資主の保護」に修正致します。
<b>【投資信託等の運用に関する規則】</b>		
<b>第 22 条第 1 項第 2 号へ</b>		
11	ファンド・オブ・ファンズの投資対象に含まれる新投資口予約権証券について、不動産投資信託証券に係る投資法人により発行されたものと同様に、インフラ投資信託証券に係る投資法人により発行されたものも加えて頂きたい。	ご意見を踏まえ、第 12 条に新たに「インフラ投資信託証券」の定義を挿入の上、ご指摘の条文を含め、「不動産投資信託証券」と規定している箇所、「インフラ投資信託証券」を追加する修正を致します。
<b>第 22 条第 1 項第 4 号</b>		
12	「公募のファンド・オブ・ファンズの要件等」が規定されている第 22 条の第 1 項第 4 号但し書において、不動産投資信託証券及び上場投資信託については、「選定条件に投資方針を具体的に明示し、適時、顧客に周知する場合には、リストへの記載を要しないものとする。」旨の規定がある。インフラ投資信託の受益証券とインフラ投資法人の投資証券（インフラ投資信託証券）についても、上場等しているもので常時売却が可能なものなどの要件のもとで、不動産投資信託証券及び上場投資信託と同様の手当をお願いしたい。	ご意見を踏まえ、修正致します。なお、考え方につきましては、項番 11 をご参照下さい。

\*その他ご指摘頂いた箇所について、適宜、字句修正を行っております。貴重なご意見をいただきありがとうございました。